

## 破産申立てに必要な費用について

宮崎地方裁判所民事部破産係

1	予納金(現金) ・官報掲載料 ・管財事件の費用	2万円程度  または  数十万円程度から	「同時廃止事件」の場合は、官報掲載料として2万円程度必要です。 「管財事件」の場合は、官報掲載料に追加して、管財業務に要する費用として数十万円程度が必要となります。 納付をされない場合には、申立てが却下されます。
2	収入印紙(申立手数料)	1500円	<内訳> 破産申立て 1000円 免責申立て 500円
3	郵便切手(通知費用)	84円×(債権者の数+10)枚	郵便切手が不足するときは、追加して納付していただくことがあります。

※ 個別の事情等により、上記以外にも費用が必要になる場合があります。

裁判所では、破産手続開始決定をすると同時に、弁護士の中から「破産管財人」と呼ばれる人を選び、この破産管財人が、破産者の財産を管理し、お金の換えること(換価)ができる財産を処分して、そのお金を債権者全員に分配(配当)します。配当が終わると破産手続は終了します。これを「管財事件」といいますが、管財事件の場合、事案に応じて上記の表のとおり数十万円以上の手続費用が必要となります。なお、破産管財人による業務が不要な場合には、破産手続開始と同時に手続を終了する「同時廃止事件」となります。ただし、お金や財産がないとして「同時廃止事件」を希望された場合でも、財産や免責に関する調査が必要なときなどは、「管財事件」として取り扱われることとなります。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

宮崎地方裁判所民事部破産係  
 日南支部  
 都城支部  
 延岡支部

電話番号 0985-60-0393  
 電話番号 0987-25-1188  
 電話番号 0986-23-4183  
 電話番号 0982-32-3382